



25消安第586号
平成25年4月26日

岐阜県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国における鳥インフルエンザA (H7N9) の続発に伴う防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、飼養衛生管理基準の遵守状況の調査や侵入防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。また、中国における鳥インフルエンザA (H7N9) (以下「本病」という。) の発生については、「中国における鳥インフルエンザ (H7N9亜型) の発生に係る防疫対策の強化について」(平成25年4月5日付け25消安第162号農林水産省消費・安全局長通知) により、その発生予防措置の徹底及び監視体制の強化について再度の確認をお願いしているところです。

中国では、ヒトや鳥類での本病の発生が継続し、また、今般、台湾においても、中国からの帰国者で、本病ウイルスの感染者が確認されたところであり、旅行客等を介した我が国への本病ウイルスの侵入が懸念されるところです。

このような状況を踏まえ、ヒトを介した本病ウイルスの侵入リスクに鑑み、家きんの飼養者及び家きんの飼養農場へ立ち入る関係者(以下「家きん飼養者等」という。)の海外渡航について下記の事項を指導し、家きんの飼養農場への本病ウイルスの侵入防止に万全を期するようお願いいたします。

記

1 家きん飼養者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

家きん飼養者等に対しては、本病の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

101 生鳥市場、農場、と畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。

102 動物との不用意な接触を避けること。

103 手洗い、うがいに つとめ、衛生管理を心がけること。

104 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

105 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。



(2) 帰国後の留意事項

- ① 本病の潜伏期間を踏まえ、帰国後10日間、必要がある場合を除き、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。）に立ち入らないこと。
- ② 身体を清潔に保つとともに、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。
- ③ 帰国後に発熱、咳等のインフルエンザ様の症状が出た場合には、最寄りの保健所に連絡し指示を仰ぐこと

2 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止の徹底について

飼養衛生管理基準に基づき、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないよう、改めて指導を徹底すること。特に過去10日以内に本病の発生地域から入国した者（帰国者を含む。）は、衛生管理区域に立ち入らせないよう、指導すること。